

ご自宅の防犯対策の強化を支援します！

近年、全国的に高齢者を狙った強盗や特殊詐欺が社会問題化する中、町ではご自宅に防犯機器を設置した場合に支援を行う制度を新たに創設しました。対策強化を行うことで、凶悪犯罪を未然に防ぎ、犯罪のない・犯罪に強いまちの実現を目指しましょう！

補助金名	岩美町防犯機器購入補助金
補助対象者	60 歳以上の方、又は 60 歳以上の方と同一世帯の方
補助対象経費	①～④の購入・設置に要する経費 ①カメラ付きドアホン（録画機能付） ②防犯カメラ（屋外用で録画・夜間撮影機能付） ③センサーライト（屋外固定用・感知式） ④防犯機能付き電話機 （事前予告・通話録音・ナンバーディスプレイ機能付） ※上記の機能が備えられていない機器は、補助対象となりません のでご注意ください。 ※②は、自宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、その範囲の土地所有者等に事前に同意を得てください。 ※1 度に複数の機器を申請することができます。
補助率等	補助率：10/10、補助上限額： <u>15,000 円</u> （1 世帯あたり・1 回限り）
申請に必要なもの	購入時の領収書（レシート）、振込先のわかる通帳等、申請者の本人確認ができる書類（免許証等）、購入した機器の仕様がわかるもの（メーカー・型番、カタログ、取扱説明書等）
申請手続	申請に必要なものを準備して、購入等から 20 日以内に役場総務課でお手続きをお願いします。（受付〆切：令和 8 年 2 月 10 日まで） ※令和 6 年度に鳥取県から同様の支援をすでに受けられた世帯は、支援の対象となりませんので、ご注意ください。 ※予算は限りがあるため、予告なく受付を終了する場合があります。

◎ご自宅の防犯強化に加え、地域でも防犯意識を高め、ご近所への声掛けや見回りなど、犯罪の抑止に取り組みましょう！



【お問い合わせ先】

岩美町役場 総務課 電話：73-1411